

～レプリカ車と商標～  
日本商標判例紹介 (27)

2023年5月31日

執筆者 弁理士 岡田充浩

## 1 概要

「レプリカ」は、原作者が製作のオリジナル品と同一内容の作品、競技優勝杯の返還後用の代替品、文化財等の展示用の代替品、旧車のコレクション用の再製作品、等の多数の意味合いで使用され、知的財産権の問題が生じる場合がある。

本稿では、旧車のコレクション用の再製作品としての「レプリカ」が商標権侵害で争われた事例を紹介する。

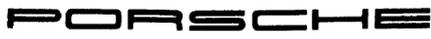
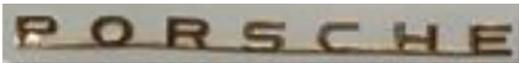
## 2 本事案

### 2.1 当事者

原告は、世界的に著名なドイツの自動車メーカーである。

被告は、愛知県内にて輸入車や改造車の販売業者である。

### 2.2 原告商標と被告標章

原告	被告
<p>原告商標01 登録第2000179号</p> <p>商標】 </p> <p>出願日】昭和57年8月7日 登録日】昭和62年11月20日</p> <p>区分】 第6類 第9類 第12類（自動車等）</p>	<p>被告標章01</p> 
<p>原告商標02 登録第2000180号</p>  <p>商標】</p> <p>出願日】昭和57年8月7日 登録日】昭和62年11月20日</p> <p>区分】</p>	<p>被告標章02</p> 

第9類 第12類（自動車等） 第22類	
---------------------------	--

### 2.3 訴訟までの経緯

原告は、第12類の自動車等において、原告商標01及び原告商標02を、昭和57年の出願を経て、昭和62年に商標登録した。

一方で、被告らは、共謀して以下の役割分担に基づき、名車であるポルシェへのオマージュである車両（以下、本件車両）を製造販売する計画を立て、被告標章01及び被告標章02を付した本件車両の販売の申出をした。被告らは、当初の計画の立案時点では、被告標章01及び被告標章02を付する行為を控えていたが、その後「付する」方向に修正された。

被告らのうち、被告Aは本件車両の製造を担当し、中古の軽自動車をベースとして新品のエンジン・ブレーキ・アクセル・排気筒等の全ての製造及び調整を行い、本件車両を製造する。被告Aは、本件車両の試乗等を実施し、安全性を確認し、車検を取得し、完成品として、被告らのうちの、被告Bに納入した。

被告Bは、本件車両の総販売元を担当し、会社C及びDを介して本件車両を販売した。被告Bは、令和3年12月から、自らのウェブサイトで本件車両のリリースを公表した。当該リリースでは、被告標章01及び被告標章02を付した本件車両の画像を掲載し、他社取扱のレプリカが、マニュアル車であり、エアコン非搭載であり、キャブレタ仕様のエンジンである等、非日常的である一方、本件車両は非常に日常的な使用に向いている、等と宣伝した。被告Bは、令和4年2月に、横浜パシフィック開催のイベントに本件車両を出展した。当該イベントでは、被告標章を付した本件車両の現物が展示され、会場内の立て看板には、被告標章を付した本件車両の写真、及び被告標章のフロントエンブレム、リアエンブレムがオプション品である旨が明記された。被告Bは、令和4年2月に、顧客を装った本件調査の担当者に、エンブレム装着後の納車の見積書を提示した。当該見積書には、検査登録代行及び車検整備の費用とが含まれていた。被告Bは、少なくとも令和4年5月に、運営するウェブサイトで、被告標章01及び被告標章02を付した本件車両が公道を走行している動画を公開した。

被告Aは、令和4年4月までに、運営するウェブサイトで、被告標章01及び被告標章02を付した本件車両の写真を掲載し、本件車両を取り扱っている旨を掲載した。被告Aは、原告の車両の登録意匠がなく、真似での製作が禁止されていない、と主張した。また周囲からの意見に応じて遊び心でデモカーに被告標章01及び被告標章02のエンブレムを装着したが、当該エンブレムが撮影されないよう留意した、と主張した。

本件は、令和4年（ワ）第13963号／第13964号／第13965号／第1

3966号の4事件で提起され、令和5年3月16日付けで判決言い渡しがなされた。

## 2.4 争点

### 第一 商標権侵害の有無について

原告は、本件車両が、車検整備・検査登録を介して納車する車両として扱われているから、商標法上の第12類の自動車に該当する。被告標章01及び被告標章02を付した本件車両の画像は、宣伝広告の目的で使用されている。当該目的は、画像内の本件車両が登録車両であるか否かに応じて影響されない、として商標権侵害を主張する。

一方で、被告は、名車のオマージュとしてデモカーを製造したところ、高品質だったため、被告標章01及び被告標章02を付したデモカーを撮影して予約を取ることとした。当該デモカーは、エンジンが搭載されておらず、公道を走行できず、車両登録を受けていないため、商標法上の第12類の自動車に該当しない、として商標権の非侵害を主張する。

### 第二 差止め等の必然性について

原告は、被告らの行為が本件車両の譲渡の申出を行っている。依って本件車両を販売していないとする被告の主張に信用性がなく、差止めが必要である、と主張する。

一方で、被告は、本件車両を保有していない。本件車両を譲渡した事実もない。訴訟係属後も保有していない。依って現時点において、自動車及びその部品を差止める必要性は存在しない。廃棄を求める必要性も存在しない、と反論する。

## 2.5 裁判所の判断

### 第一について

裁判所は、被告らが、共謀し、被告標章を付した本件車両の販売計画を立て、役割分担を設定し、被告標章01及び被告標章02を本件車両に付し、ウェブサイトやブログ等に、写真や公道を走行する動画を掲載し、販売の目的のためのイベント出展等、販売の目的のための展示行為に及んだ、と判断した。

また本件車両が、エンジン未搭載のデモカーに過ぎず商標法の第12類の自動車に該当しないと、被告の反論については、被告のウェブサイトで、本件車両が公道を走行する動画が掲載されているため、採用すべきでない、と判断し、被告行為が、商標権の侵害行為であると認容した。

### 第二について

裁判所は、被告らがウェブページ等で、不特定多数に向けて、本件車両が原告の著名車両のレプリカである旨を大々的に宣伝した上で、被告標章01及び被告標章02を付した本件車両の販売の申出をしたにもかかわらず、デモカーが第12類の自動車に該当しないから商標権侵害に該当しないと反論することについては、不合理な弁解に終始し、今更ながら商標権侵害の重大性に気づき、反省の意を示している。また販

売実績がなく現物を保有していないため、差止めの必要性がない、との被告の主張を認容することはできない、とした。

### 3 本事案から学ぶべきこと

原告主張の「本件車両の画像は、宣伝広告の目的で使用されている。当該目的は、画像内の本件車両が登録車両であるか否かに応じて影響されない」に行き着くように考える。即ち自動車販売を目的とした宣伝広告である以上、その後の取引では、供給者と需要者との間で、商標法の第12類の自動車に相当する商品が売買されることに変わりないと判断されたと考える。

なお原告は、取扱車両の外観の意匠登録を適宜行っている。しかし本件車両の日本意匠登録を確認できなかった。仮に意匠登録されても存続期間が有限であるため、対抗手段となり得ない場合が生じる。

一方で原告は、取扱車両の外観の立体商標の商標登録は行っていない。仮に商標登録されても、登録済みの車両の外観を維持し、モデルチェンジなく販売を長年継続することは、自動車業界では考え難いためと考える。また長年の継続販売の実績がないため、立体商標として商標登録され難いと考える。

纏めると「レプリカ」は、趣味程度を越え、本格的な事業として取り扱われると知的財産権の問題が発生する。

以上